

# 皇學館大学における公的研究費の使用に係る コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施計画について

令和2年5月27日

皇學館大学においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正文部科学大臣決定)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、コンプライアンス教育・研究倫理教育を定期的を実施していくこととする。

## 1. コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施について

コンプライアンス教育・研究倫理教育の対象者

公的研究費の運営管理に関わる下記の構成員を対象とする。

- ①常勤教員(以下、研究者という。)
- ②研究支援に携わる職員(以下、職員という。)
- ③大学院生
- ④公的研究費に関する研究に携わる学部生(以下、学部生という。)
- ⑤上記①～④以外で、研究費又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者

## 2. 実施体制・実施方法

コンプライアンス推進責任者は、各部局におけるコンプライアンス教育の実施及び受講状況の把握を行い、統括管理責任者へ報告する。コンプライアンス推進副責任者は各学科において、コンプライアンス推進責任者とともに、対象者への受講を管理・把握する。研究倫理教育責任者は組織を挙げて、広く研究活動を行う者を対象として研究倫理教育を定期的を実施することとし、任務はコンプライアンス推進責任者が兼ねる。

## 3. コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施時期、回数

### (1) 研修会

《研究者》

- ・科研費申請の学内説明会時、毎年7月、9月の2回
- ・外部講師を招いての研修、平成27年度を基準に4年に1回(次回は令和5年度に実施)

《職員》

- ・外部講師を招いての研修、平成27年度を基準に4年に1回(次回は令和5年度に実施)

### (2) eラーニング教材

《研究者》

- ・新任教員着任時、1回(着任後は平成27年度を基準に4年に1回必須受講)

《職員》

- ・事務担当として着任時、1回(着任後は平成27年度を基準に4年に1回必須受講)

《大学院生》

- ・入学時、1回

※ただし、必要に応じて修了までに複数回受講させることもある。

※大学院生は修士課程卒業後、博士後期課程へ入学する場合は再度受講させることとする。

### (3) その他

《学部生ほか》

- ・公的研究費に携わる学部生等には、研究開発推進センターの職員が個別説明を行う。

#### 4. コンプライアンス教育・研究倫理教育の内容

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研修会、及びコンプライアンス教育・研究倫理教育用e-ラーニング教材等を学習する。

※e-ラーニング教材については、日本学術振興会が提供する「eL CoRE」を利用する。

#### 5. コンプライアンス教育・研究倫理教育未受講者に対する方策

コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者は、未受講者に対して随時個別に受講をするよう指導をする。また、外部講師を招いて行う研修会の欠席者に対しては、個別に録画のDVDを視聴するように指導する。

#### 6. コンプライアンス教育・研究倫理教育の受講管理及び理解度把握について

研修会についてはコンプライアンス教育・研究倫理教育終了後に、アンケート調査等にて内容を理解したことを確認する。e-ラーニング教材については、修了証の発行をもって十分に理解したものとみなす。

#### 7. コンプライアンス教育・研究倫理教育の理解度が低い受講者に対する方策

e-ラーニング教材を再度受講させる、あるいは個別に補足の説明を行う。

#### 8. コンプライアンス教育・研究倫理教育の理解度の把握結果の活用方法

今後のコンプライアンス教育・研究倫理教育の内容を充実させるための資料として活用し、不正防止対策につなげる。

#### 9. その他

・受講については、少なくとも平成27年度を基準に4年に1回受講することとするが、それよりも多く受講することを妨げるものではない。

・コンプライアンス教育・研究倫理教育に係るガイドライン等が新たに策定または改正された場合は、対象者に対してその都度速やかに実施する。